

「外務員の登録等に関する規則」に関する細則

平 17. 6 . 27 制 定

平 19. 8 . 28 一 部 改 正

平 21. 2 . 25 一 部 改 正

平 22. 4 . 30 一 部 改 正

平 24. 3 . 14 一 部 改 正

平 24. 11. 22 一 部 改 正

平 25. 7 . 18 一 部 改 正

平 27. 5 . 28 一 部 改 正

2019. 3 . 13 一 部 改 正

2019. 12. 13 一 部 改 正

2020. 6 . 17 一 部 改 正

2021. 6 . 29 一 部 改 正

2022. 1 . 20 一 部 改 正

2022. 9 . 26 一 部 改 正

(目 的)

第 1 条 この細則は、「外務員の登録等に関する規則」(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(登録原簿の記載事項)

第 2 条 規則第 3 条に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 登録申請会員の商号又は名称

(2) 外務員についての次に掲げる事項

- ① 氏名、旧氏及び名(旧氏の登録を受けようとする場合に限る。)並びに生年月日
- ② 役員又は従業員の別
- ③ 外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日
- ④ 外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者、登録金融機関(会員以外のものを含む。)又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間
- ⑤ 金融商品取引法(以下「法」という。)第 64 条の 5 の規定又は規則第 11 条第 1 項の規定により外務員の職務の停止の処分が行われたときは、その処分の日、理由及び期間
- ⑥ 金融商品仲介業を行ったことの有無及び金融商品仲介業を行ったことのある者については、その行った期間
- ⑦ 金融商品取引業を行ったことの有無及び金融商品取引業を行ったことのある者については、その行った期間

第 2 条の 2 規則第 4 条第 2 項に規定する細則で定める取引は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 顧客から約定元本の一定率の証拠金等の預託を受け、原則として差金決済による外国為替の売買を行う取引
- (2) 個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則第1条に規定する個人向け店頭バイナリーオプション取引

(登録申請等の手続き)

第3条 規則第7条第1項に規定する登録申請書及び同第10条第1項に規定する登録事項の変更等届出(以下、登録申請等という。)の申請者は、会員代表者又は内部管理担当役員等(「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」に規定する内部管理担当役員等をいう。以下同じ。)とする。

- 2 本協会に「会員(特別参加者)代表者等変更届」により、会員代表者の代理人を届けた場合には、代理人に登録申請等を行わせることができる。
- 3 登録申請等の申請は、本協会所定の様式で行うものとする。
- 4 第3項に規定する登録申請等の申請は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により行うことができる。ただし、登録申請等の申請を電磁的方法により申請した場合において、本協会から、第7項に規定する書面の原本を提出するように求められたときは、遅滞なく、当該原本を提出しなければならない。
- 5 会員は規則第7条の規定により登録申請書等を本協会へ提出した場合には、第7項に規定する書面の原本又は、電磁的方法により申請したPDFファイルを登録申請等の申請後5年間保存するものとする。
- 6 規則第7条第2項に規定する登録を受けようとする外務員に係る履歴書は、当該外務員の氏名、生年月日及び職歴を記載した書面とする。
- 7 規則第7条第2項に規定する細則で定める書類は、登録申請等に係る外務員が法第64条の2第1項各号のいずれにも該当しない者であることを登録申請等を行った会員及び当該外務員が誓約する書面とする。
- 8 この細則に定めるもののほか登録申請等に必要な事項は、別に定める。

(審問等の手続き)

第4条 本協会は、規則第9条第2項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、会員代表者に通知するものとする。

2 本協会は、規則第11条第2項の規定により聴聞を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面により、会員代表者に通知するものとする。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する本協会の部署の名称

3 第1項の審問又は前項の聴聞は、内部管理担当役員等の出席を求めて行うものとする。ただし、内部管理担当役員等が出席できない場合には、金融先物取引業務を統括する責任者(部長相当職の者をいう。)を代理人とすることができる。

4 前項の規定にかかわらず、第2項の聴聞を行う場合には、内部管理担当役員等は、聴聞の期日への出席に代えて、当該期日までに陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出するこ

とができる。

(資格更新研修の特例)

第5条 規則第18条第1項又は第2項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 規則第18条第1項又は第2項に定める期間（以下「受講義務期間」という。）の初日前2年以内に本協会が実施する外務員資格試験若しくは内部管理責任者資格試験に合格した者、又は外務員資格更新研修を修了した者
- (2) 受講義務期間内に本協会が実施する外務員資格試験又は内部管理責任者資格試験に合格した者
- (3) やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本協会が認めた者（なお、本協会が認めるにあたっては、一定の条件を付することがある。）

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平19.8.28一部改正）

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条中第2号ニ及びホを改正。
- (2) 第2条の2を新設。
- (3) 第5条第1項中第5号及び第3項を改正。
- (4) 別紙様式1、別紙様式3、別紙様式4、別紙様式5、別紙様式5の1、別紙様式5の2、別紙様式5の3を改正。

附 則（平21.2.25一部改正）

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条を新設。
- (2) 別紙様式1を改正。

附 則（平22.4.30一部改正）

この改正は、平成22年10月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条本文及び第1号並びに第2号を改正。

附 則（平 24. 3. 14 一部改正）

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

（注）改正条項は 別紙様式 1、別紙様式 2、別紙様式 3、別紙様式 4。

附 則（平 24. 11. 22 一部改正）

この改正は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1） 第 2 条第 2 号①から⑤を改正し、⑥及び⑦を新設。
- （2） 第 5 条第 2 項を改正。
- （3） 第 6 条第 1 号を改正。
- （4） 別紙様式 5、別紙様式 5 の 2、別紙様式 5 の 3、別紙様式 5 の 4 を改正。

附 則（平 25. 7. 18 一部改正）

この改正は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1） 第 2 条の 2 を改正。

附 則（平 27. 5. 28 一部改正）

この改正は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 44 号）公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日（平成 27 年 5 月 29 日）から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1） 第 5 条第 3 項を改正。
- （2） 別紙様式 3、別紙様式 5、別紙様式 5 の 2、別紙様式 5 の 3、別紙様式 5 の 4 を改正。

附 則（2019. 3. 13 一部改正）

この改正は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1） 別紙様式 1、別紙様式 2、別紙様式 3、別紙様式 4、別紙様式 5、別紙様式 5 の 2、別紙様式 5 の 3、別紙様式 5 の 4 を改正。

附 則（2019. 12. 13 一部改正）

この改正は、2019 年 12 月 14 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1） 別紙様式 3 を改正。

附 則（2020. 6. 17 一部改正）

この改正は、2020年7月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1）第3条第1項を改正。
- （2）第4条第3項及び第4項を改正。

附 則（2021. 6. 29 一部改正）

この改正は、2021年7月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1）第2条第2号を改正。
- （2）別紙様式1、別紙様式2、別紙様式3、別紙様式4を改正。

附 則（2022. 1. 20 一部改正）

この改正は、2022年1月20日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1）第3条第1項を改正し、第2項から第8項を新設。
- （2）第5条を削り、第6条を第5条に繰り上げる。

附 則（2022. 9. 26 一部改正）

この改正は、2022年9月26日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1）第2条を改正。
- （2）第3条第1項、第4項及び第5項を改正。
- （3）第4条第3項及び第4項を改正。